

国民年金保険料の納付が 困難な場合は、保険料免除・ 猶予の制度があります！

国民年金は、働く世代が出
し合った保険料と税金をあわ
せて、高齢者の世代に年金を
支給する世代間の支え合いの
制度です。

老後だけでなく、思わぬけ
がや病気で重い障がいが残っ
たときの「障害基礎年金」や
不幸にも亡くなられた場合に
家族に支給される「遺族基礎
年金」といった制度もありま
す。

所得が少ない、失業したな
どにより保険料を納めること
が経済的に困難な場合には、
「保険料免除」・「若年者納付
猶予」の手続きをすることが
でき、承認されれば平成25年
7月から平成26年6月まで保
険料の全額または一部の納付
が免除・猶予されます。(7
月1日以降の受付となりま
す。)なお、学生の方には、「学
生納付特例制度」があります。

◎保険料免除

所得に応じて「全額免除」、
「4分の1納付（4分の3免
除）」、「半額納付（半額免除）」
「4分の3納付（4分の1免
除）」の4段階の免除制度

◎若年者納付猶予

30歳未満の方に限り利用で
きる制度

【添付書類】

- ・年金手帳
- ・雇用保険受給資格者証また
は離職票など（会社を離職し
た方）

◆問い合わせ先

- 米子年金事務所
☎ 0859・34・6111
- 住民生活課
☎ 0859・54・5210
- 大山支所総合窓口課
☎ 0859・53・3311
- 中山支所総合窓口課
☎ 0858・58・6114

平成25年度 後期高齢者医療保険料率が決定しました

1 平成25年度の保険料率

- 保険料の所得割率
100分の7.71
- 保険料の均等割額
40,773円
- 保険料の賦課限度額
550,000円

保険料
(限度額55万円)

= 均等割額
40,773円

+ 所得割額
(総所得金額等 - 33万円
× 所得割額7.71%)

2 平成25年度における保険料負担の軽減について

(1) 均等割額の軽減

| 軽減割合 | 世帯の総所得（収入）金額等 (世帯主と被保険者により判定) | 軽減後 均等割額 |
|------|--|-------------|
| 9割 | 【基礎控除額（33万円）を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）】の世帯 | 4,077円 |
| 8.5割 | 【基礎控除額（33万円）】を超えない世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯 | 6,115円 |
| 5割 | 【基礎控除額（33万円）+24万5千円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）】を超えない世帯 | 20,386円 |
| 2割 | 【基礎控除額（33万円）+35万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯 | 32,618円 |

(2) 所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額（基礎控除後の総所得金額）が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。（年金収入のみの場合、年金収入の額が153万円から211万円までの方）

(3) 被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。

問い合わせ先

税務課 ☎ 0859-54-5208